

標準処理期間の未設定理由

番号 2

処 分 名	渇水時における水利使用の特例の承認
根 拠 法 令 名	河川法
条 項	第53条の2第1項
所 管 課	河川水路課

【標準処理期間を未設定とした理由】

過去に申請実績がない、まれである、今後の申請が見込めないなど、実益がない。